

監査委員公表第4号

令和3年度随時監査（就学援助費の交付に係る事務）に係る監査結果に対する
措置内容について（公表）

令和4年3月30日付浦監発 033004 号「随時監査の結果について（報告）」により報告
した当該監査の結果に対し、三浦市長より地方自治法第199条第14項の規定に基づく措
置内容の通知がありましたので、同項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表いた
します。

令和5年4月18日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

（事務担当 監査委員事務局）



浦発教第 041401 号

令和 5 年 4 月 14 日

監査委員 長治 克行 様

監査委員 出口 眞琴 様

三浦市教育委員会

教育長 及川 圭介



令和 3 年度随時監査（就学援助費の交付に係る事務）に係る監査結果に対する
措置内容について（通知）

令和 4 年 3 月 30 日付浦監発第 033004 号「随時監査の結果について」により報告があつた監査結果に基づき、別添のとおり「三浦市就学援助規則」を定めましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

事務分担 学校教育課 辻井（内線 409）



三浦市教育委員会規則第1号

三浦市就学援助規則を次のように定める。

令和5年3月29日

三浦市教育委員会教育長 及 川 圭 介

三浦市就学援助規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により就学が困難な児童生徒等の保護者に対し行う援助（以下「就学援助」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒であって、三浦市立の小学校又は中学校に在籍している者をいう。
- (2) 小学校就学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、翌年度の4月1日に三浦市立の小学校に就学させるべき者（同令第2条の規定に基づき三浦市教育委員会が作成する学齢簿に記載されている者に限る。）をいう。
- (3) 児童生徒等 児童生徒及び小学校就学予定者をいう。
- (4) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (5) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、児童生徒等の保護者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に居住する者であって、要保護者である者
- (2) 本市に居住する者であって、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認める者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が特に認める者

(就学援助の種類)

第4条 就学援助の種類は、教育長が別に定める。

(申請等)

第5条 就学援助を受けようとする者は、教育長が別に定める期間内に教育長に申請書を提出するものとする。

2 前項の申請は、教育長が別に定める認定の審査に必要な書類を添付して行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学年の途中から就学援助を受けようとする者は、第1項の期間後であっても申請書を提出することができる。

(対象者の認定等)

第6条 教育長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、対象者としての認定の可否を決定したときは、申請書を提出した者及び当該認定に係る児童生徒が在籍する学校の校長（認定が小学校就学予定者に係る場合を除く。以下同じ）に結果を通知しなければならない。

(就学援助の支給対象期間)

第7条 就学援助の支給の対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、認定日（前条の規定による通知に記載の日をいう。以下同じ。）の属する年度の初日から当該年度の末日までとする。ただし、学年の途中から就学援助を受けることとなった者（要保護者を除く。）に係るものにあつては認定日の属する月の翌月の1日から当該認定日の属する年度の末日までとし、小学校就学予定者に係るものにあつては認定日から当該認定日の属する年度の末日までとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、学年の途中から就学援助を受けることとなった者（要保護者に限る。）に対する支給対象期間は、当該要保護者に係る生活保護法第13条に規定する教育扶助の開始日の属する月の初日から当該開始日の属する年度の末日までとする。

(就学援助の支給)

第8条 就学援助は、第6条の認定を受けた者に対し、支給対象期間及び第4条に規定する種類に応じて支給するものとする。

(異動の届出)

第9条 第6条の認定を受けた者は、当該認定に係る申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに教育長に届け出るものとする。

(認定の取消し等)

第10条 教育長は、就学援助を受ける者（以下「受給者」という。）が第2条に規定する資格を欠くに至ったときは、第6条による認定を取り消すものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、受給者及び当該認定に係る児童生徒が在籍する学校の校長に対しその旨を通知しなければならない。

(返還)

第11条 教育長は、前条第1項の規定により認定を取り消した場合において、既に第8条の規定による就学援助の支給がなされているときは、当該支給した就学援助の額に相当する額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の申請に係る就学援助から適用する。